

アニマルスピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援補助金にかかるQ&A			
No	Q	A	更新日
1	4月1日に開催される展示会の費用も補助対象になるのか。	事実上不可能と思います。 採択・交付決定は3月末に行いますが、補助対象経費は、交付決定を受けた日付以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限りです。 4月1日の展示会に参加しようと思うと、事前に申し込みや交通手段の手配をする必要があるはずですので、補助対象にするのは無理ではないかと考えます。	補助金申請の考え方(P3)
2	補助事業の終了・報告期限が令和8年の1月末になっているが、補助対象経費とするには、期限までに支払いを終えていないといけないのか。	お見込みの通り。 交付決定を受けた日付以降、令和8年1月末までに、発注、納品、検収、支払いまで完了していないといけません。	県HP(スケジュールについて)
3	県内企業(申請者)は海外子会社を持っている。県内企業⇄海外子会社⇄現地の会社と業務を発注した場合も、補助対象経費にしてもよいか。	不可です。 県内企業(申請者)が直接支払った経費のみ対象といたします。 ただし、現地の法令上認められない場合はその限りではありません。	補助金申請の考え方(P3)
4	「新たに海外展開等を行う」とは、今まで一切海外展開したことのない企業しか申請できないという意味か。	そうではありません。 例えば、新しい国に進出するなど、新規性があれば申請可能です。 申請書には、今までの取組内容及び今回の取組内容を必ず記載し、現在の取組と比較して何が新規なのか、一見してわかるようにわかりやすく具体的に記載してください。審査項目に新規性(新規度合い)を設けており、より新規度合いが高い企業が高得点となります。 また、本補助金は新規性を大前提としていることから、新規性が明確に読み取れない場合は、審査により不採択といたします。	補助金申請の考え方(P1.5) 申請書(別紙1)
5	R5事業は好評につき2週間余りで募集を終了したが、今回もそのような見込みか。	現在、多くの問い合わせをいただいております。 ただ、今回は期間を設けて申請を受け付け、審査により採択企業を決定するため、途中で打ち切ることはありません。 また、早期に提出していただいても加点など有利なことはないので、しっかりと記載をお願い致します。	県HP(スケジュールについて)
6	申請書を提出したが、内容を変更したい。差し替えはできるか。	理由を問わず、一度提出いただいた申請書類の差し替えはお断りします。しっかりと検討のうえ、提出いただきますよう、よろしくお願いたします。	1月17日
7	経営革新計画の承認企業などには審査上の加点があり、根拠資料を添付するようになっている。例えば新規輸出1万社支援プログラムへの登録は根拠書類はないし、広島県が協定等を締結している国への進出についてはどのような書類を添付すればいいのか。	根拠書類がないものについては特に添付する必要はございません。	申請書(加点項目)
8	不採択になったら申請資料を返してくれるのか。	一度提出いただいた申請書類は返送いたしません。	1月17日
9	製造機械設備の購入費用にも充てられるということか。	充てることはできますが、設備資金については特に注意が必要です。 法定耐用年数の間は処分制限等がかかること、海外販路の開拓がうまくいかず、製造した商品を国内向けに販売するような事態になると、資金使途違反となり、補助金の返還を求められる可能性があるため、特に注意していただきたい。	補助金申請の考え方(P3)
10	アニマルスピリッツとは何か。アニマルスピリッツをもっているかをどのように審査するのか。	ケインズ経済学用語で、「血気」「野心的意欲」といった意味。 本補助金においては、リスクを取って新たに海外進出を行う、やる気といった意味で表現しており、申請書の提出がアニマルスピリッツをもつことの自己申告と位置づけています。	1月17日
11	申請書ができたので事前に見てほしい。	審査により採択企業を決定するので、事前にチェックは出来かねます。補助対象経費に該当するか等の基本的な質問ならお受けします。	1月17日
12	複数の国を対象として申請を行うことができるのか。	申請を行うことはできます。 ただし、申請する複数の国に対する新規性と具体的な事業計画を説明していただく必要があります。 また、計画の具体性や、海外展開の実現可能性を審査することになりますので、その点を踏まえて、申請をしていただくようお願いします。 なお、申請内容に新規性が認められない場合は、No4のとおり、不採択となります。	1月17日
13			